



# 島根県報

平成16年 3月30日 (火)  
号外 第 55 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	1
人事委員会、地方労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則	( " )	2

## 公布された条例等のあらまし

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則 (規則第38号)

### 1 規則の概要

- (1) 県議会議務局長が専決することのできる予算執行事務の下限額を200万円以上から300万円以上とすることとした。(第1条関係)
- (2) 県議会議務局総務課長が専決することのできる予算執行事務の上限額を200万円未満から300万円未満とすることとした。(第3条関係)
- (3) 県議会議務局総務課長補佐の職名を県議会議務局総務課総務グループリーダーとすることとした。(第4条関係)

### 2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

人事委員会、地方労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則 (規則第39号)

### 1 規則の概要

組織改正に伴い職名を改正するとともに事務の効率化を図るため専決金額の上限を引き上げることとした。

- (1) 課長の専決金額の上限を300万円に引き上げることとした。(第1条・第3条関係)
- (2) 各委員会及び委員の次長を課長に改めることとした。(第2条・第3条関係)

### 2 施行期日

平成16年 4月 1日から施行することとした。

## 規 則

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第38号

島根県議会の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則

島根県議会の予算の執行に関する専決規則 (昭和49年島根県規則第76号) の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「200万円」を「300万円」に改める。

第4条中「総務課長補佐」を「総務課総務グループリーダー」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

---

人事委員会、地方労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第39号

人事委員会、地方労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則の一部を改正する規則

人事委員会、地方労働委員会及び監査委員の予算の執行に関する専決規則（昭和53年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号から第3号までの規定中「200万円」を「300万円」に改める。

第2条中「人事委員会事務局次長、地方労働委員会事務局次長又は監査委員事務局次長の職にある職員（以下「次長」）」を「人事委員会事務局企画課長、地方労働委員会事務局審査調整課長又は監査委員事務局監査第一課長の職にある職員（以下「課長」）」に改める。

第3条中「次長」を「課長」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「200万円」を「300万円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。